

認定長期優良住宅にかかる固定資産税・不動産取得税が軽減されます

令和8年3月31日までに、一定の要件を満たす「認定長期優良住宅」を新築した場合、固定資産税及び不動産取得税の軽減が受けられます。軽減を受けるためには、申告が必要です。

固定資産税（23区内の軽減要件と申告先）

- Q 減額の対象となる住宅は
 - Q 減額される期間・額は
 - Q 減額を受けるための手続きは
- } [こちらを](#)
ご覧ください

減額を受けるためには新築した年の翌年（1月1日新築の場合はその年）の1月31日までに申告が必要です
⇒「[固定資産税減額申告書（23区内）](#)」

※インターネットからも申告手続きが可能です
⇒[東京共同電子申請・届出サービス](#)

【申告先】

【住宅が23区内にある場合】

住宅が所在する区にある[都税事務所](#)

【住宅が23区外にある場合】

住宅がある市町村にお問い合わせください

不動産取得税（軽減要件と申告先）

- Q 特例の対象となる住宅は
 - Q 税額の算出方法は
 - Q 特例を受けるための手続きは
- } [こちらを](#)
ご覧ください

特例を受けるためには、申告が必要です

⇒「[不動産取得税（課税標準の特例）申告書](#)」

【申告先】

【住宅が23区内にある場合】

住宅が所在する区にある[都税事務所](#)

【住宅が23区外にある場合】

各市町村の管轄の都税事務所

（各市町村の管轄の都税事務所は、[こちら](#)をご覧ください）

認定長期優良住宅は、「[長期優良住宅建築等計画](#)」の認定が必要です。

「[長期優良住宅建築等計画](#)」の認定等については、[東京都住宅政策本部ホームページ](#)をご覧ください。